

新図書館システム構築業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 実施の目的

尾鷲市立図書館（以下「図書館」という。）では平成25年度に導入した図書館システムでの運用を行ってきた。

現在、尾鷲市立図書館2階に所在する図書館は、「尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事」により令和9年中には現尾鷲市体育文化会館が耐震改修されると同時に、同建物の1階に移転となる。今後蔵書数についても増やしていく予定であることから、この図書館の移転リニューアルに合わせ、図書館システム及び機器の更新を行う。

この要領は、図書館システムに係る機器等を調達し構築したうえで、5年間のシステム使用を行うにあたり、それらを一体的にプロポーザル方式により、優先交渉権者を選定するために行う、新図書館システム構築業務に係る公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

新図書館システム構築業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

① 新図書館システム構築業務委託

別紙「新図書館システム構築業務仕様書」（ただし、使用料要件を除く。）及び本プロポーザルで提出された企画提案書などに基づき、図書館システムの更新、機器等を調達、あわせて調達した機器等の設定・設置等を行う。

② 新図書館システム使用料

別紙「新図書館システム構築業務仕様書」（ただし、構築業務要件を除く。）について仕様書に記載のシステム使用料要件に関する部分及び本プロポーザルで提出された企画提案書に基づき、①で構築される新図書館システムについて安定的かつ適切な稼働と障害発生時等における的確な対応等のため、必要な保守及び運用サポートを含めた5年間のシステム使用料とする。

(3) 業務期間

① 新図書館システム構築業務委託

契約の日から令和9年10月31日まで

納入期限 令和9年10月31日

② 新図書館システム使用料

令和9年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 提案上限金額

① 新図書館システム構築業務委託

49,214,000円以内（税込み）

② 新図書館システム使用料

27,920,000円以内（税込み）

【内訳】 令和 9年度 2,327,000円（税込み）
令和10年度 5,584,000円（税込み）
令和11年度 5,584,000円（税込み）
令和12年度 5,584,000円（税込み）
令和13年度 5,584,000円（税込み）
令和14年度 3,257,000円（税込み）

3 参加要件

- (1) プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等(以下「法人等」という。)であって、次の要件を満たすものとする。
- ①尾鷲市物品・物件等入札参加資格者名簿に登録されていて、かつ、取扱商品メーカー等調書に「2-1 電算 (0A) 機器・関連商品、消耗品」又は「37-11 業務委託」の記載があること。
 - ②尾鷲市及び三重県において資格(指名)停止措置を受けていないこと。
 - ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号及び尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年告示第28号)第2条第9号、第10号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (2)参加表明書提出時点において上記(1)の要件を満たしていた者が、契約等締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で資格を失う。

4 全体スケジュール ※下記のスケジュールは、事情により変更する場合があります。

内 容	期 日
(1)公募開始	令和8年9月1日(火)
(2)質問書の提出締切	令和8年9月8日(火)午後5時
(3)質問に対する回答	令和8年9月10日(木)
(4)参加表明書等の提出締切 (公募開始から随時受付)	令和8年9月15日(火) 午後5時
(5)企画提案書等の提出締切 (公募開始から随時受付)	令和8年10月2日(金)午後5時
(6)審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年10月8日 (木)
(7)審査の結果通知	令和8年10月9日 (金)

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり取り扱うものとする。受付期間後に提出された質問及び指定した方法以外で提出された質問は、受け付けない。

(1)受付期間

公募開始から令和8年9月8日（火）午後5時まで

(2)提出方法等

質問書(第8号様式)に、質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、「13 担当部署」へ電子メールにより提出すること。

※メール送信後、必ず電話などにより受信の確認を行うこと。

(3)質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れのあるものを除き、令和8年9月10日(木)を目途に、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、市公式ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答をもって、本要領等を追加補正したものみなす。また、質問者の名称は公表しない。

6 参加表明書の作成要領

(1)参加表明に必要な書類及び提出部数

- ①参加表明書(様式第1号) 原本1部
- ②会社概要(様式第2号) 原本1部
- ③業務実績調書(様式第3号) 原本1部
- ④業務の実施体制(様式第4号) 原本1部

(2)参加表明書の提出

- ①提出期限 令和8年9月15日（火）午後5時必着

※郵送の場合についても令和8年9月15日（火）午後5時必着

- ②提出場所 尾鷲市文化・スポーツ振興課 尾鷲市立図書館（担当：筈谷）

- ③提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

- ④その他

ア 提出された参加表明書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

イ 参加表明書等の内容について、疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて照会を行い、又は追加資料の提出を求めることがある。

ウ 参加表明書等に記載された個人情報については、優先交渉権者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。

エ 参加申込後に参加を辞退する場合は、「公募型プロポーザル辞退届（様式第9号）」を持参又は郵便（簡易書留）にて提出すること。

7 企画提案書の作成要領

（1）企画提案に必要な書類及び提出部数

- ①企画提案書（様式第5号） 原本1部 ※鏡文
- ②課題に対する企画提案（任意様式、仕様については（4）参照） 原本1部、副本6部
- ③機能要件表（様式第6号） 原本1部、副本6部
- ④機器詳細表（様式第7号） 原本1部、副本6部
- ⑤参考見積書（任意様式） 原本1部

（2）企画提案書の提出

- ①提出期限 令和8年10月2日（金）午後5時必着

※郵送の場合についても令和8年10月2日（金）午後5時必着

- ②提出場所 尾鷲市文化・スポーツ振興課 尾鷲市立図書館（担当：筈谷）
- ③提出方法 持参又は郵送（簡易書留）
- ④その他

ア 参加表明書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

イ 企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（3）企画提案書の仕様

- ①日本産業規格A4判両面印刷とする。
- ②文字の大きさは、11ポイント以上とする。
- ③A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズにZ折とする。
- ④カラー印刷も可とする。

（4）提案の内容

- ①各仕様書の内容を踏まえ、各事項について具体的な提案を行うこと。
- ②提案にあたっては、提案者独自の提案、本業務に関して提案者が特に強調したいことを積極的に記載すること。

（5）参考見積書の作成方法

- ①参考見積書は円表示で、消費税及び地方消費税を含む額とし、「2 業務の概要」の（2）の①、②に記載している項目について各見積額がわかるように作成すること。また、「②新図書館システム使用料」については、年度ごとの内訳についても記載すること。

- ②各項目の見積金額が「2 業務の概要」の(4)に記載している額を超えないこと(総額及び年度ごとの内訳の金額のいずれも超えないこと)。
- ③各見積の積算内訳(調達予定機器一覧等)について、任意様式により添付すること。
- ④社会経済動向等の経費変動リスクを勘案して見積書を作成すること。

8 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

企画提案書についてのヒアリング等を実施し、審査基準に基づいて評価するとともに、ヒアリング及びプレゼンテーションの内容で加算点を追加し、最も優れている提案を選定する。

(1)日時・会場

令和8年10月8日(木) 尾鷲市立中央公民館1階視聴覚室

※詳細な日時は提案者数が確定次第別途通知し、順序は参加表明書の提出順とします。

(2)所要時間・参加人数

所要時間は50分以内とし、プレゼンテーション40分以内、ヒアリング10分以内、参加人数は5人までとする。

(3)使用機器類

プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。その他、必要な機器は提案者が準備すること。

9 審査方法

(1)審査

新図書館システム構築業務事業者選定委員会(以下「委員会」という。)により、(2)審査項目及び配点及び(3)採点基準に基づき、総合的に審査を行い、各提案者の順位を決め、第1位の者を優先交渉権者として選定する。

(2)審査項目及び配点

プロポーザルは、次の審査項目により審査を行う。

【審査項目表】

審査項目		審査細目	配点	提出書類及びプレゼンテーションによる評価	参考見積書による評価
1	業務実績	地方公共団体や官公庁において、本業務と同種又は類似の業務を受託したことがあり、本業務に対して十分な実績を有しているか。	5点	○	
2	業務体制	本業務の遂行に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制であり、業務遂行に必要な人員が確保されているか。	5点	○	
3	システムの構成・性能	提案するシステム、ソフトウェア、機能等の全体像が説明されており、ハードウェアの性能、構成は優れているか。	10点	○	

4	システムの機能・運用	操作性が高く、仕様書記載の要求水準を満たしたシステムとなっているか。	10 点	○	
		職員の負担軽減、事務効率化を図ることが提案されているか。	10 点	○	
		多様な利用者を想定し、利用者の使いやすさが考慮されたシステムであるか。	10 点	○	
		個人情報の保護が確保された安全性の高いシステムであるか。	10 点	○	
5	保守・運用サポート	システム等の安定的かつ適切な稼働を見込める提案となっているか。	10 点	○	
		障害発生時に速やかに対応できる体制となっているか。	10 点	○	
		情報のバックアップ及びリカバリーの考え方は適切か。	10 点	○	
6	企画提案全体	提案全体を通して本市にとって有用・有益な提案となっているか。	20 点	○	
		仕様書に定める以外に、図書館運営の課題やトレンドに対する独自の視点や提案があるか。	20 点	○	
7	見積書	配点(10 点)×(全提案者中最低見積価格÷当該提案者の見積価格(小数点以下第2位を四捨五入))×2業務 ※委託、使用料ごとに計算し合算する。	20 点		○
合計点			150 点	130 点	20 点

(3) 採点基準

審査について、下表「採点基準表」に示す評価内容により評価し、採点基準に従い得点を算定する。

【採点基準表】

評価	評価内容	採点基準
A	優秀である	配点×1.0
B	満足である	配点×0.8
C	標準的である	配点×0.5
D	物足りない	配点×0.2
E	劣っている	配点×0.0

(4) 審査における留意点

- ①提案者が1者の場合であっても審査を行う。
- ②複数の同得点者が生じた場合は、委員の合議により提案内容の総合評価を行い、順位を決定する。
- ③委員の採点の合計点が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

(5) 審査結果の公表

審査結果の公表にあたっては、市公式ホームページにおいて優先交渉権者及び審査結果の概要(得点等)を公表する。ただし、優先交渉権者以外の提案者名は公表しない。

10 契約等の締結

(1) 契約等締結前の詳細協議

- ①優先交渉権者選定後、随意契約等に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに約定書の締結及び随意契約の手続を行う。この場合において、優先交渉権者として選定された者から再度見積書を徴収する。この協議は優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。
- ②協議が整わない場合にあっては、次点の事業者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約等

次に示す約定の締結及び各契約の締結を以て受託業者とする。

①新図書館システム構築

選定された優先交渉権者は、詳細協議及び調整を行った後、本市と契約を締結する。

②新図書館システム使用料

選定された優先交渉権者は、詳細協議及び調整を行った後、本市と契約を締結する。

11 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- ①ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。
- ②虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ③提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- ④定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ⑤参考見積りの金額が提案上限金額を超過したとき。

12 その他留意事項

- ①提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ②提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- ③提出書類は返却しない。
- ④提出書類は、優先交渉権者の選定以外には提出者に無断で使用しない。
- ⑤書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑥参加表明書に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、協議の上、変更の可否を決定する。

- ⑦提出書類について、尾鷲市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（優先交渉権者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- ⑧本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- ⑨提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。
- ⑩契約締結後においても、受託業者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができるものとする。
- ⑪その他、本プロポーザルの参加に当たっては、本市の指示に従うこと。

1 3 担当部署

尾鷲市文化・スポーツ振興課 尾鷲市立図書館(担当：筈谷)

住 所：〒519-3616 三重県尾鷲市中村町 10 番 41 号

電 話：0597-23-8282(直通)

メール：tosyokan@city.owase.lg.jp